別表四の11の表中

関連者等に係る支払利子等又は対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七の二(二)「29」又は別表十七の二(四)「32」）	対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七の二(一)「32」）
連結超過利子額の損金算入額（別表十七の二(三)「10」）	連結超過利子額の損金算入額（別表十七の二(二)「10」）

を

分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額（別表六の二(二の二)「５の②」＋別表十七(三の十二)「５」）	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額（別表六の二(二の二)「５の②」＋別表十七(三の六)「５」）

に、

残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税の損金算入額

を

残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額

に改める。

別表四の11付表の表中

関連者等に係る支払利子等又は対象純支払利子等の損金不算入額の個別帰属額（別表十七の二(二)「30」又は別表十七の二(四)「33」）	対象純支払利子等の損金不算入額の個別帰属額（別表十七の二(一)「33」）
連結超過利子額の損金算入額の個別帰属額（別表十七の二(三)付表一「10の計」）	連結超過利子額の損金算入額の個別帰属額（別表十七の二(二)付表一「８の計」）

を

分配時調整外国税相当額の個別帰属額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額（別表六の二(二の二)「24」＋別表十七(三の十二)「９」）	分配時調整外国税相当額の個別帰属額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額（別表六の二(二の二)「24」＋別表十七(三の六)「９」）

に、

農業経営
農用地等
関西国際空港用等準備金積立額（別表十二(

に、

基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十三)「10」）	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十四)「10」）
を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十三)「43の計」）	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十四)「43の計」）
地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資の損金算入額十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」）	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」）

を

残余財産の確定の日の属する連結

に、

事業年度に係る事業税の損金算入額

を

残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額

に改め、同表の記載要領第十号を削る。